

各 教 育 局 長
各 道 立 特 別 支 援 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司
北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今 村 隆 之

学校における安全管理の徹底について（通知）

このことについて、過日、札幌市内の小学校において、児童が給食の後片付けで配膳車を移動している際、配膳車と防火戸の枠の間に指の爪付近を挟み、切断するという痛ましい事故が発生しました。

各学校には、児童生徒の生命、身体等の安全について、万全を期すべき義務（いわゆる安全配慮義務）があるものと裁判例においても示されているところであり、今回の事故を踏まえ、同様の事案が発生することのないよう、各道立特別支援学校長及び各市町村教育委員会教育長におかれましては、次の事項に留意の上、配膳車運搬に係る安全管理及び児童生徒の安全確保の徹底を図るようお願いします。

記

1 配膳車の運搬に係る安全管理の徹底

配膳車の運搬に当たっては、安全面に注意を払うこと。特に、児童生徒が配膳車を運搬する場合は安全に運搬する方法を確認したうえで必要に応じて指導を行うなど、安全対策を徹底すること。

2 学校内の危険箇所の点検

配膳車の運搬経路に、児童生徒の怪我につながる恐れのある危険箇所がないなど、校内安全委員会等の学校安全に関する校内組織の活用により確認すること。

そのほか、学校内における危険箇所を把握するための点検を適時行うこと。

3 学校内の安全対策

上記 2 で把握した危険箇所について、児童生徒に対して、十分注意するよう指導するとともに、必要に応じて、修繕を行ったり、危険箇所であることを明確に示す掲示物を貼るなどして児童生徒の安全確保を図ること。

（ 学 校 安 全 係 ）
（学校給食振興・指導係）